

令和 7 年第 4 回市議会（定例会）
付議案件綴及び同説明資料綴

（その 3）

目 次

	頁
議案第 115 号 堺市国民健康保険条例の一部を改正する条例……………	3
議案第 116 号 和解について……………	5
議案第 117 号 損害賠償の額の決定について……………	11

令和7年第4回市議会（定例会）に次の案件を提出する。

令和7年11月27日

堺市長 永藤英機

議案第 115 号 堺市国民健康保険条例の一部を改正する条例

議案第 116 号 和解について

議案第 117 号 損害賠償の額の決定について

堺市国民健康保険条例の一部を改正する条例

堺市国民健康保険条例（昭和34年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第24条を次のように改める。

（公示送達）

第24条 法第78条において準用する地方税法第20条の2の規定による公示送達その他国民健康保険に係る公示送達は、公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を堺市役所若しくは区役所の前の掲示場に掲示し、又は公示事項を堺市役所若しくは区役所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってするものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号の政令で定める日（その日がこの条例の公布の日前である場合にあっては、この条例の公布の日）から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の第24条の規定は、この条例の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

堺市国民健康保険条例の一部改正について

1 改正の趣旨

国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の一部改正を踏まえ、公示送達の実施方法について所要の改正を行うものであること。

2 施行期日

地方税法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1 号）附則第 1 条第 12 号の政令で定める日（その日がこの条例の公布の日前である場合にあつては、この条例の公布の日）から施行するものであること。

和解について

本件について、次のとおり和解する。

1 本件

別紙物件目録記載の土地（以下「本件土地」という。）から塵芥が発生した事案

2 和解の相手方

大阪府東大阪市小若江 3 丁目 4 番 1 号

学校法人近畿大学

理事長 世耕 弘成

3 和解条項

第 1 条 堺市（以下「甲」という。）と学校法人近畿大学（以下「乙」という。）は、本件について、令和元年 8 月 5 日付けで締結した土地売買契約書（以下「契約書」という。）の第 10 条第 5 項及び令和 6 年 7 月 23 日付けで締結した譲渡した土地の塵芥の処理費等に伴う土地売買代金の清算に関する覚書（以下「覚書」という。）の第 1 条の各項に基づき、乙が甲に対し本件について報告協議を行った上で、合理的な範囲において本件土地利用に支障をきたす本件塵芥等の撤去、運搬及び処分等（以下「処分等」という。）を行ったことを相互に確認する。

第 2 条 甲と乙は、乙が処分等を行った本件塵芥等処分等の数量について、別紙処分等に関する数量目録のとおりであることを相互に確認する。

第 3 条 甲は、乙に対し、処分等に係る費用を契約書第 10 条第 5 項の規定に基づく金 373,010,000 円から、覚書第 2 条第 1 項に基づく水道加入金相当額の金 23,496,000 円を控除した金 349,514,000 円を支払う。

2 甲は、前項の金員について、甲が定める様式に従った処分等に係る費用の支払請求があった日から起算して 30 日以内に、乙名義の口座に振り込む方法により支払う。振込手数料は、甲の負担とする。

第 4 条 甲と乙は、本件について、本和解契約の成立により解決したことを確認し、本和

解契約に定める以外互い何らの債権債務も負わないことを相互に確認する。

物 件 目 録

所 在	地 番		地 目	地 積 (平方メートル)
堺市南区三原台一丁	3	11	公園	807.78
堺市南区三原台一丁	3	12	公園	4,297.80
堺市南区三原台一丁	3	13	宅地	3,918.00
堺市南区三原台二丁	2	11	公園	44,276.86

処分等に関する数量目録

1 塵芥等

塵芥混じり土砂処分重量	・ ・ ・ ・ ・	9,883.05 トン
塵芥混じり土砂運搬体積	・ ・ ・ ・ ・	6,336.00 立方メートル
分別可能塵芥混じり土砂分別、積込体積	・ ・ ・ ・	4,041.50 立方メートル
分別不可塵芥混じり土砂積込体積	・ ・ ・ ・ ・	2,524.50 立方メートル
塵芥（建設混合）運搬、処分体積	・ ・ ・ ・ ・	30.00 立方メートル
塵芥混じり土砂分別後健全土運搬体積	・ ・ ・ ・	200.00 立方メートル
塵芥（がれき類）処分重量	・ ・ ・ ・ ・	17.03 トン
塵芥（がれき類）撤去、運搬体積	・ ・ ・ ・ ・	6.81 立方メートル
塵芥混じり汚泥処分重量	・ ・ ・ ・ ・	7,056.08 トン

和解について

本市と近畿大学とで土地売買契約を令和元年 8 月 5 日に締結し、市有地を近畿大学に売却した。売却地には地中に塵芥が存在することが想定されており、土地売買契約書ではその処理費については別途清算することとしていた。

その後、売却地の工事に伴い塵芥の存在が確認できたため、塵芥処理費の清算についての覚書を令和 6 年 7 月 23 日に締結した。その覚書において、塵芥処理費用が確定した後、支払いに関する契約書を締結し清算することとしており、このたび工事が完了し、塵芥処理に関する適正性と数量について確認できたことから、塵芥処理費用について相手方と和解するものである。

なお、塵芥処理にかかる数量については、相手方が提示する根拠資料及び本市と相手方の現地立会を基に、双方の協議により算出したものである。

また、塵芥処理費用については、この算出した本件廃棄物の数量を基に本市が行う公共積算で限度額を決定し、本市が作成した金抜き設計書に対して、相手方が算出した処分費用の提示を行って確定させたものである。

損害賠償の額の決定について

車両事故に係る損害賠償の額について、次のとおり定める。

- 1 損害賠償の額 金 4,903,588 円

- 2 損害賠償の相手方 堺市西区上野芝町 6 丁 11 番 7 号
ライオンズマンション上野芝 104 号
株式会社オイック
代表取締役 河本 匠

損害賠償の額の決定について

令和7年1月28日(火)午前9時ごろ、堺市西区平岡町64番地1先路上において、環境事業所職員の運転する本市車両が、府道堺かつらぎ線で車線変更を開始する際、後方から直進してきた相手方車両と衝突し、損傷させたもの。

その後、相手方と損害賠償の額について交渉を重ねた結果、金4,903,588円で合意に至ったものである。

**令和 7 年第 4 回市議会（定例会）
付議案件綴及び同説明資料綴（その 3）**

令和 7 年 11 月 発 行

編集・発行 堺市財政局財政部資金課
〒590-0078 堺市堺区南瓦町 3 番 1 号
Tel 072-233-1101
URL <https://www.city.sakai.lg.jp/>

配架資料番号
1-B2-25-0065

